

神戸市防災教育副読本電子ブック作成業務 委託仕様書

1 業務の概要

神戸市防災教育副読本（以下「副読本」という。）の電子ブック化に関する業務

(1) 業務の目的

学校における ICT 環境が整備されたことから、GIGA スクール構想に対応するため、現在紙冊子で作成されている副読本を電子ブック化し、神戸市の小・中学生、教職員がパソコン・タブレット等で閲覧できるようにする。

(2) 電子版化を行う副読本の種類

「しあわせ はこぼう =小学校 1・2・3 年生用=」（以下「副読本小低学年用」という。）、
「しあわせ はこぼう =小学校 4・5・6 年生用=」（以下「副読本小高学年用」という。）、
「幸せ運ぼう =中学校用=」（以下「副読本中学校用」という。）の 3 種類について、現行のデザイン、編集内容を維持しながら、電子ブック化の作業を行う。

2 電子ブック化する現行版副読本の構成

(1) 「副読本小低学年用」

判型 A4 本文 98 ページ+表紙 4 ページ

色 表紙本文ともフルカラー

資料 絵・絵図・イラスト 94 点（出典不明 10 点）

新聞記事：0 点 写真：172 点（出典不明 98 点）

グラフ・表：6 点（出典不明 3 点） 地図：2 点（出典不明 2 点）

その他 電子版の章立てや、ページ割等の構成、配置される資料については現行版冊子を基本とすること。

委託者が所持するデータは現行版副読本紙面の文字の選択が可能な印刷用と閲覧用の PDF データのみ。

プレーンテキストデータや資料データは保有していないため、提供できない。

(2) 「副読本小高学年用」

判型 A4 本文 124 ページ+表紙 4 ページ

色 表紙本文ともフルカラー

資料 絵・絵図・イラスト 87 点（出典不明 0 点）

新聞記事：1 点 写真：170 点（出典不明 95 点）

グラフ・表：11 点（出典不明 2 点） 地図：4 点（出典不明 1 点）

その他 電子版の章立てや、ページ割等の構成、配置される資料については現行版冊子を基本とすること。

委託者が所持するデータは現行版副読本紙面の文字の選択が可能な印刷用と閲覧用の PDF データのみ。

プレーンテキストデータや資料データは保有していないため、提供できない。

(3) 「副読本中学校用」

判型 A4本文 142 ページ+表紙 4 ページ
色 表紙本文ともフルカラー
資料 絵・絵図・イラスト 75 点 (出典不明 11 点)
新聞記事: 13 点 写真: 149 点 (出典不明 118 点)
グラフ・表: 33 点 (出典不明 13 点) 地図: 10 点 (出典不明 2 点)
その他 電子版の章立てや、ページ割等の構成、配置される資料については現行版冊子を基本とすること。
委託者が所持するデータは現行版副読本紙面の文字の選択が可能な印刷用と閲覧用の PDF データのみ。
プレーンテキストデータや資料データは保有していないため、提供できない。

3 業務要件等

【電子ブック化に関する事項】

(1) 配信方法

- ①神戸市教育委員会事務局サーバーでの配信（電子ブック）
- ②神戸市ホームページ、市立小・中学校ホームページでの配信（PDF データ）
※②の詳細は後述の【ホームページでの配信に関する事項】に記載する。

(2) 電子ブックの表示サイズ

- a) アップル社製 iPad (A16)
- b) 神戸市教員用端末 (KII F 4) Lenovo 社製ノートパソコン (ThinkPad L14 Gen5 14 インチ)
 - ・a) 端末に最適化することを基本とし、タブレットを横向きにした際に見開き 2 頁、縦向きにした際に 1 頁が一画面内に表示されること。
 - ・b) 端末においても、閲覧に支障が出ないよう表示できること。

(3) 電子ブックの仕様

- ①電子ブックは、委託者が管理するサーバーに保存し、学習に役立つ動画などのコンテンツを集約した学校園向けのポータルサイトからアクセスして使用すること前提とすること。
- ②パソコン、タブレットで閲覧できるものとすること。
- ③電子ブックの閲覧環境は、一般的な OS (iPad OS、Windows11) 及びブラウザ (safari、Chrome) であればデバイスに依存することなく閲覧できるものとすること。
- ④副読本小低学年用、副読本小高学年用、副読本中学校用の 3 種類についてデザインの変更は、空白、行間等の調整を基本としフォントや色調等一貫性を保つように留意すること。
- ⑤文章について、以下の点に留意すること。
 - ア) 副読本小低学年用は、小学校学習指導要領（平成 29 年告示）に照らし、小学校 3 年生までに習う漢字を使用し、総ルビを付すること。
 - イ) 副読本小高学年用は、小学校学習指導要領（平成 29 年告示）に照らし、小学校 6 年生までに習う漢字を使用し、総ルビを付すること。
 - ウ) 副読本中学校用は、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）に照らし、中学校で習う漢字を使用し、総ルビを付すること。

エ) ルビに間違いがないかどうかの確認は受託者側で行い、読み方に疑義がある場合は委託者へ確認を行うこと。

(4) 電子ブックの機能

①基本機能

ア) 画面上で、前ページに及び次にめくる機能並びに最初及び最後のページへ移動する機能を有すること。

イ) 目次の項目から各ページに移動する機能を有すること。

ウ) 本文中にボタンを設置し、外部リンク先に移動する機能を有すること。

エ) 拡大・縮小及びページ内移動の機能を有すること。

オ) 付箋機能を有すること。

カ) 検索機能を有すること。

②Web サイト等へのリンク機能

ア) 各ページの内容の理解を補う Web サイト等へのリンク機能を有すること。

イ) 上記リンクについては受託者が、児童生徒の学びに効果的な Web サイト等の提案、設定、それに伴う使用許可の手続きなどを行うこと。

例) 官公庁のホームページ、自治体ホームページ、受託者が所有する動画教材 など

ウ) 1つの題材につき 1 リンクを基本とし、7 割以上の題材で上記 Web サイト等のリンクを挿入すること。

(5) ページのデザインについて

- ・デザインの変更は、空白、行間等の調整を基本とし、現行の副読本に掲載されているページのデザインを維持すること。

- ・小学生、中学生の読みやすさ、見やすさも考慮し資料の配置変更を行う場合は、委託者と相談の上で行うこと。

- ・現行の副読本に掲載されている絵・絵図・イラストについて、差替え等を行う場合は、委託者と相談の上で行うこと。

【ホームページでの配信に関する事項】

(1) 配信方法

- ・神戸市ホームページ、市立小・中学校ホームページでの PDF データ配信

(2) PDF データについて

- ・一般的なブラウザにおいて閲覧できることを前提とすること。

- ・電子ブック化されたデータを元に、ホームページ配信用の PDF データを作成すること。

- ・PDF データの作成にあたって、3 【電子ブック化に関する事項】(4) 電子ブックの機能の中の②Web サイト等へのリンク機能に記載のリンクは削除すること。

【使用許諾に関する事項】

(1) 受託者は、現行の副読本について使用されている「絵・絵図・イラスト」、「新聞記事」、「写真」、「グラフ・表」、「地図」等の資料について、資料の使用範囲を考慮した上で出典等の確認を行うこと。

①出典元が記載されている資料については、受託者が出典元に対して使用目的を説明し、使用許諾申請、委託料の範囲でそれにかかる費用負担を行い、著作権法その他関連法令

を遵守しながら委託者が業務の目的に沿って使用できるようにすること。また、成果物は印刷、展開例作成、Web公開等の二次利用を想定するため、許諾範囲を確認すること。許諾を得るにあたっては、永年利用が可能なものを選定すること。これにより難い場合は、複数の代替画像を別途提案すること。

- ②出典元が記載されていない資料については、委託者が権利を有していると考えられるが、許諾を取得する過程で委託者へ確認を行うこと。
- ③新たに第三者の著作物を使用する場合、受託者が使用許諾申請し委託料の範囲でそれにかかる費用負担を行い、著作権法その他関連法令を遵守しながら委託者が業務の目的に沿って使用できるようにすること。成果物は印刷、展開例作成、Web公開等の二次利用を想定するため、許諾範囲を確認すること。
- ④現行の副読本に掲載されている第三者の著作物について、使用許諾を得られなかった場合、または出典元が確認できなかった場合、必要に応じて当初掲載されていた資料の目的を果たせる同等の資料入手して差替え、または削除することとし、予め委託者に提案し協議の上で使用許諾を得ること。
- ⑤使用許諾を得た資料に関する許諾範囲について、掲載ページ番号、資料名、法人・団体名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載した一覧を作成し委託者へ提出すること。
- ⑥電子ブック化されたデータについて使用許諾を得たものを除き、委託者へ提供したもの の著作権は委託者に帰属し、受託者は、著作者人格権を行使しないこと。

(2) Web サイト等へのリンクに関わる事項

- ①当該 Web サイトならびに付随するデジタルコンテンツ等（以下、Web サイト等）の利用条件を確認し、教育目的での利用が許諾されていることを確認すること。
- ②Web サイト等の利用規約及び著作権法を遵守すること。
- ③必要に応じて使用許諾を取得し、その費用は受託者負担とすること。
- ④編集中に Web サイト等が削除・非公開となった場合、委託者と協議の上、代替 Web サイト等の選定またはリンク削除を行うこと。
- ⑤使用許諾を得た資料に関する許諾範囲について、掲載ページ番号、資料名、法人・団体名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載した一覧を作成し委託者へ提出すること。

4 校正・納品に関する事項

(1) 校正回数

- ・内容・文字校正 3回を想定
- ・電子ブック動作確認 2回を想定

(2) 納品について

受託者は、以下の成果品を電磁記録媒体（光学ディスクやUSB）にて委託者に提出すること。
ただし、⑥については紙媒体でも提出すること。

- ①自治体サーバーへ格納するデーター式（電子ブック、ビューアのデータを含む）
※作成段階の開発環境での動作・機能が自治体サーバーにアップロードした場合において

ても、保証されていること。

- ②学校ホームページ閲覧用の PDF データ
- ③委託業務により使用した主なイラスト、写真等の素材を記録したデータ
- ④印刷製本できるデータ
- ⑤電子ブックの使用、操作方法がわかるデータ
- ⑥著作権、版権許諾、取得等に関する書類一式

(3) 納品期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

5 情報セキュリティに関する遵守事項

(1) 秘密の保持

本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(2) 神戸市情報セキュリティポリシー

本業務に従事する者は、神戸市情報セキュリティポリシー（「神戸市情報セキュリティ基本方針」、「神戸市情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ遵守特記事項（委託契約用）」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準（学校園編）」）を遵守し、事故発生を防止しなければならない。

※神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

※神戸市情報セキュリティ対策基準（学校編）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80876/kosodate/education/program/infomation-security.html>

7 その他留意事項

- ・受託者は、使用者に基づき、誠実に業務を実施すること。
- ・電子ブック及び本業務契約に基づいて制作された成果物の権利は委託者に帰属すること。
- ・委託者が、本件の業務事業者公募にあたって提供した資料、その他の情報については、本業務以外では使用しないこと。
- ・本仕様書に定める事項のほか、委託業務の実施のために必要な事務が生じた場合には、委託者との協議のもと、適切に遂行すること。
- ・契約の締結、委託業務の履行に関して必要な費用はすべて受託者の負担とする。
- ・この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、履行すること。